

四万十市農業者等物価高騰対策支援金

「Q & A よくある質問」

Q 1 各区分について重複して申請はできるか？

A 1 重複しての申請はできません。①米生産者経営意欲向上支援金は米農家、②農業用資材価格高騰対策支援金は①・③以外の農家、③飼料高騰対策支援金は畜産農家を基本的に対象としています。

Q 2 令和5年中の農業収入のうち販売金額が50万円以上とする理由は？

A 2 農林業センサス（農林水産省）における販売農家の定義に合わせて農産物販売金額が年間50万円以上の農家としています。

Q 3 令和5年から就農したため販売金額が50万円に満たない場合は？

A 3 原則、50万円未満の人は申請を受け付けることができませんが、令和5年中に認定新規就農者に認定された人のみ申請を受け付けます。この場合、令和6年中の売上傳票や口座に入金された金額で判断します。

Q 4 代理の名義で申請は可能か？

A 4 代理申請はできません。申請は、個人・法人ともに、農業経営主（本人）による申請となります。

Q 5 親が亡くなり農業を引き継いだが、申請は可能か？

A 5 相続や経営移譲により申告を行った人から農業を引き継いだ場合は、引き継いだ人が申請できます。この場合、引き継いだことがわかる資料が必要となりますのでご相談ください。

Q 6 米農家であるが、米の出荷数量が70袋に満たない場合は？

A 6 主食用米・もち米・飼料用米・米粉用米・酒米の合計出荷（または販売）数量が70袋未満の場合は、米生産者経営意欲向上支援金の対象にはなりませんが、野菜等も含めて農産物販売金額が50万円以上であれば農業用資材価格高騰対策支援金の対象となります。令和5年の申告書等をお持ちの上、申請してください。なお、飼料用米を生産している人で、販売金額が50万円未満である場合は、令和5年中の販売金額に水田活用直接支払交付金を算入して50万円を超える場合は、農業用資材価格高騰対策支援金の申請を行うことができます。

Q 7 米の出荷または販売した数量がわかるものとは何か？

A 7 令和5年に自ら生産した米で、出荷または販売した際の本人控え（明細や伝票類）や証明書類になります。

提出される明細類の数量の記載は、kg単位や袋数などが考えられますが、支援金の申請数量は、「袋数換算」とし、1袋＝30kgで換算します。なお、規格外（くず米）は数量から除きます。換算時に端数が生じた場合は、小数点以下は切り捨てとします。

Q 8 米の出荷または販売した数量がわかるものがないがどうすれば良いか？

A 8 本支援金は、出荷または販売した数量がわかるもので確認しますので、提出ができない場合は対象となりません。ない場合は、出荷先または販売先から再発行してもらうなどし

てご用意ください。なお、JA出荷の人で数量が不明の場合は、申請前に電話でご相談ください（市からJAに数量確認の照会をかけます。この場合、確認に時間を要するため交付が遅くなる場合がありますのでご了承ください）。

Q 9 令和5年の農業収入のうち販売金額はどのように確認するのか？

A 9 令和5年分確定申告時の収支内訳書や決算書等の販売金額（または売上金額）を確認
 個人の場合は、収支内訳書（農業所得用）、所得税青色申告決算書（農業所得用）など
 ※令和5年中に認定された認定新規就農者のみ、令和6年分の売上傳票や口座に入金された金額で確認させていただきます。
 法人の場合は、決算報告書等の売上金額を確認
 ※決算書等で農業収入がわかりにくい場合は、別途、農産物売上金額がわかる伝票などで確認させていただきます。

収支内訳書（農業所得用）

科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	販 売 金 額 ①	
	家事消費金額 ②	
	事業消費金額 ③	
	雑 収 入 ④	
	小 計 (①+②+③) ⑤	
	農産物の 期首 ⑥	
	棚卸高 期末 ⑦	
計 (④-⑥+⑦) ⑧		

青色申告決算書（農業所得用）

科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	販 売 金 額 ①	
	家事消費金額 ②	
	事業消費金額 ③	
	雑 収 入 ④	
	小 計 (①+②+③) ⑤	
	農産物の 期首 ⑥	
	棚卸高 期末 ⑦	
計 (④-⑥+⑦) ⑧		

Q 10 いつ交付されるのか？

A 10 申請から1か月以内で指定口座に入金する予定です。後日、交付決定通知書を送付しますので、交付申請書に記載した口座での入金確認をお願いします。

Q 11 支援金は確定申告の対象になるか？

A 11 本支援金は農業収入で雑収入になるため、確定申告の対象となります。

Q 12 確定申告書の控えを持っていない場合は？

A 12 税務署で開示請求を行うなどして、控えの取得をお願いします。

なお、個人の方はe-Taxで所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び周囲内訳書のPDFファイルを取得できます。利用にはマイナンバーカードが必要で、本人のみ代理申請は不可です。

紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます！

<https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm>

スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、**e-Taxホームページ**をご覧ください。
 また、スマートフォンからの利用手順については、インターネット番組「Web-TAX-TV」の「紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます」もご参照ください。

(操作手順はこちら)



Q 13 加地子（かじし）として納めている米は出荷としてみなせるか？

A 13 加地子は農地の小作料・賃借料ですので、出荷としてみなせず対象にはなりません。